

# 調査報告書

私は、日の丸商事株式会社の設立時取締役・設立時監査役に選任されたので、会社法第46条第1項に規定する事項について調査したところ、その結果は下記のとおりであり、法令若しくは定款に違反又は不当な事項は認められません。

## 記

- 1 設立時発行株式の総数（300株）は、平成〇〇年3月26日までに発起人により引受があったことを認める。
- 2 設立時発行株式の総数（現物出資による55株を除き、245株）につき、平成〇〇年3月28日までに、その発行価額の全額（245万円）の払込みがあったことは、発起人甲野一郎の預金通帳（〇〇銀行 支店普通口座〇〇〇）により認めることができる。
- 3 発起人甲野一郎の現物出資（55株）については、次のとおり認めることができる。

現物出資財産等の給付のあったことは平成〇〇年3月29日付別紙財産引継書により認めることができる。

現物出資は、会社法第33条第10項第1号の場合に該当し、現物出資の目的たる財産につき、定款に定めた価格は、相当であると認める。

なお、発起人が受けるべき特別の利益、会社成立後に譲り受けることを約した財産、会社の負担に帰すべき設立費用などの定めはない。

以上、会社法の規定にしたがい調査しました。

平成〇〇年3月30日

（商号） 日の丸商事株式会社

設立時取締役 甲野一郎 印

設立時取締役 乙山二郎 印

設立時取締役 丙川三郎 印

設立時監査役 丁木四郎 印